業　務　連　絡

令和８年６月１５日

会　員　各　位

（一社）山口県自動車整備振興会

事　業　課

軽自動車検査協会における軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程の

一部改正について

前略　内燃機関を有する軽自動車についても、タクシーとしての活用が認められたことについては、業務連絡（一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理ついて）にてお知らせしたところです。

　今般、当該タクシーに該当する車両については、自家用車活用事業の用に供する自動車（日本版ライドシェア）と同様に継続検査の他、「年次検査」を受けることが定められた(※)ことから、軽自動車検査協会より、別紙のとおり、軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程を一部改正した旨、当会宛に情報提供がありましたので、お知らせいたします。

※以前より、軽自動車タクシーとして認められていた「ＥＶタクシー・福祉タクシー」については、これまでどおり年次検査の受検は不要となります。

草々

＜軽自動車検査協会ホームページ＞

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程
https://www.keikenkyo.or.jp/Portals/0/files/procedures/etc/nenjikensa_kitei2.pdf

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程（令和８年２月 13 日協会規程第２号）の一部改正について

１．改正理由

今般、国土交通省において、タクシー業界から運転者不足等への対応としてＥＶ軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和８年６月１日国自旅第 37 号）により、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとされた。

これに伴い、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」（令和８年６月１日国自整第 49 号）によって内燃機関を有する軽自動車のタクシー（福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）については、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会において事業用自動車は２年毎に継続検査を受けることに加え、その間に年次検査を受けることが義務づけられた。

年次検査の実施については、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）」（令和８年６月１日国自整第 50 号）により国土交通省から当協会に依頼がなされたところである。

これを踏まえ、内燃機関を有する軽自動車のタクシーに係る年次検査の実施にあたり、軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程を一部改正する。

２．改正概要

軽自動車検査協会年次検査事務規程一部改正し、内燃機関を有する軽自動車のタクシーについても自家用車活用事業における自家用車と同様に、法人タクシー事業者からの受検申出に基づき年次検査を実施することとする。

３．施行日

令和８年６月 11 日

新旧対照表

○軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程（令和８年２月13日協会規程第２号）

改正後	現　行
軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程 令和８年２月13日 協会規程第２号 最終改正　令和８年６月11日協会規程第14号	軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程 令和８年２月13日 協会規程第２号 最終改正　令和８年３月31日協会規程第５号
（目的） 第１条　この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年８月７日協会規程第14号）第16条第６号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和６年３月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和６年３月29日国自整第283号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車並びに「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和８年６月１日国自旅第37号）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和８年６月１日国自整第49号）」に基づくタクシー事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年８月７日協会規程第14号）第16条第６号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和６年３月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和６年３月29日国自整第283号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。
第２条　（略）	第２条　（略）

改正後	現　行
（用語の定義） 第３条　（略） 一　（略） 二　「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第３号の規定において許可を受けたタクシー事業者又は軽自動車を導入したタクシー事業者をいう。 （年次検査の実施場所・実施方法等） 第４条　（略） １　（略） ２　年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査（持込検査）と同じ方法（保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添124の適用について、同別添中「法第62条第１項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和６年３月29日国自整第283号）及び一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和８年６月１日国自整第49号）による年次検査」と読み替えるものとする。）により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いは別に定めるところによるものとする。 ３～４　（略） 第５条～第６条　（略）	（用語の定義） 第３条　（略） 一　（略） 二　「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第３号の規定において許可を受けたタクシー事業者をいう。 （年次検査の実施場所・実施方法等） 第４条　（略） １　（略） ２　年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査（持込検査）と同じ方法（保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添124の適用について、同別添中「法第62条第１項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和６年３月29日国自整第283号）による年次検査」と読み替えるものとする。）により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いは別に定めるところによるものとする。 ３～４　（略） 第５条～第６条　（略）

改正後	現　行
様式１ 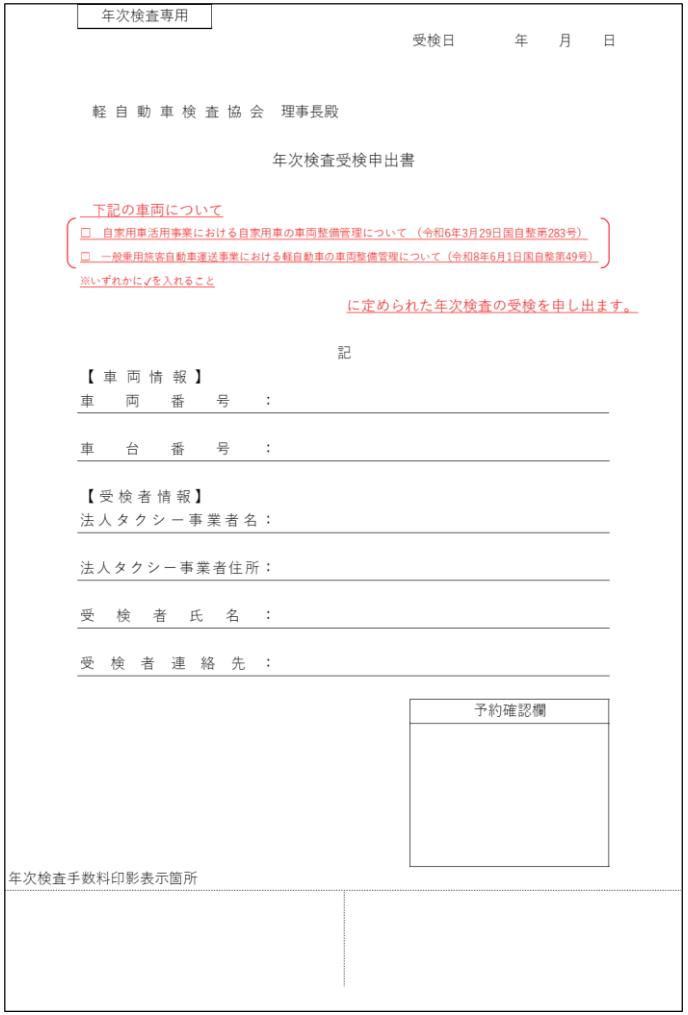 年次検査専用 受検日　　年　月　日 軽自動車検査協会　理事長殿 年次検査受検申出書 下記の車両について □　自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号） □　一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日国自整第49号） ※いずれかに✓を入れること に定められた年次検査の受検を申し出ます。 記 【車両情報】 車両番号： 車台番号： 【受検者情報】 法人タクシー事業者名： 法人タクシー事業者住所： 受検者氏名： 受検者連絡先： 予約確認欄 年次検査手数料印影表示箇所 様式２　（略）	様式１ 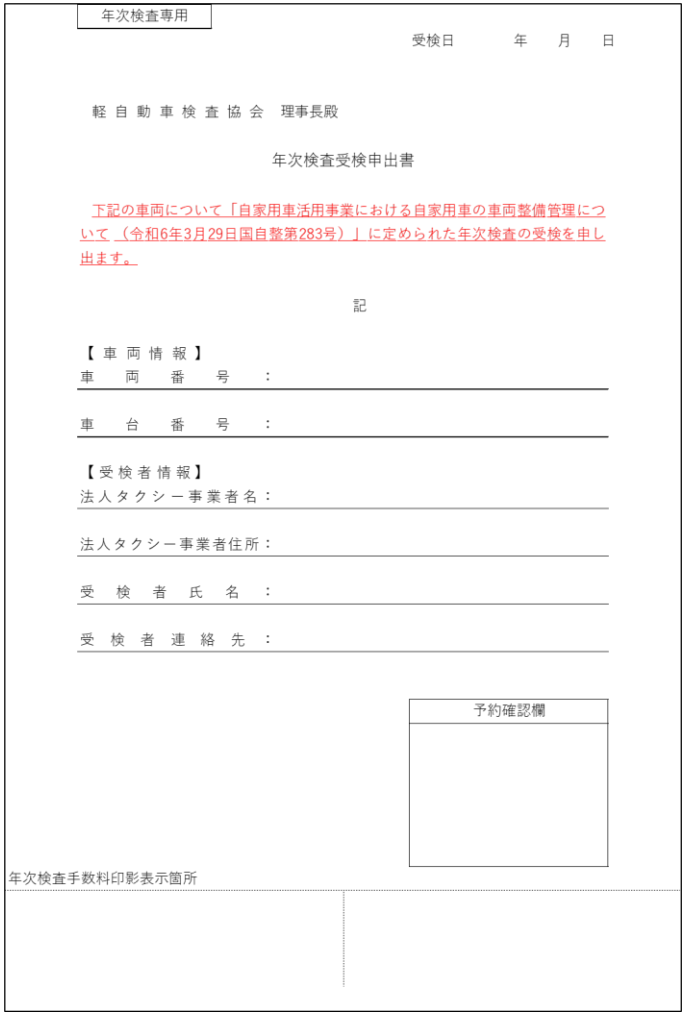 年次検査専用 受検日　　年　月　日 軽自動車検査協会　理事長殿 年次検査受検申出書 下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。 記 【車両情報】 車両番号： 車台番号： 【受検者情報】 法人タクシー事業者名： 法人タクシー事業者住所： 受検者氏名： 受検者連絡先： 予約確認欄 年次検査手数料印影表示箇所 様式２　（略）

附則［令和８年６月11日協会規程第14号］

１　この規程は、令和８年６月11日より施行する。

２　自家用車活用事業の年次検査の申出については、改正後の様式１にかかわらず、改正前の様式１を使用することができる。

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程

令和８年２月 13 日
協 会 規 程 第 ２ 号

最終改正　令和8年6月 11 日協会規程第 14 号

（目的）

第１条　この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和 48 年８月７日協会規程第 14 号）第 16 条第６号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和６年３月 29 日国自安第 181 号、国自旅第 431 号、国自整第 282 号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和６年３月 29 日国自整第 283 号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車並びに「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和８年６月１日国自旅第 37 号）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和８年６月１日国自整第 49 号）」に基づくタクシー事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　軽自動車検査協会（以下「協会」という。）が行う年次検査に係る業務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この規程における用語の定義は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年９月 26 日協会規程第 14 号）によるほか、次の各号に定める。

一　「自家用車活用事業」とは、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送をいう。

二　「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第３号の規定において許可を受けたタクシー事業者又は軽自動車を導入したタクシー事業者をいう。

（年次検査の実施場所・実施方法等）

第４条　年次検査は、法人タクシー事業者からの申出により、最寄りの事務所、支所及び分室において実施するものとする。

２　年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査（持込検査）と同じ方法（保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 124 の適用について、同別添中「法第 62 条第１項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和６年３月 29 日国自整第 283 号）及び一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和８年６月１日国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。）により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いは別に定めるところによるものとする。

３　協会は、年次検査の結果、保安基準に適合する（OBD 検査を含む。）場合は、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知するものとする。

４　年次検査の結果、保安基準に適合しない（OBD 検査を含む。）場合であっても、限定自動車検査証の交付は行わないものとする。

（受検書類及び手数料の納付）

第５条　協会は、年次検査の実施前に、受検者に対して自動車検査証の提示並びに軽自動車検査票及び年次検査受検申出書（様式１）の提出を求めるものとする。

２　協会に対し年次検査を申し出る者は、検査対象軽自動車１両につき 2,100 円（消費税相当分を含む。）を協会に納入するものとする。なお、法第 102 条第２項に基づく審査用技術情報管理事務に係る手数料（いわゆる技術情報管理手数料）の納入は要しない。

３　年次検査に係る手数料の収納については、検査手数料収納事務取扱規程（昭和 48 年９月 17 日協会規程第 15 号）により理事長が指定した者により行わせることとし、当該収納事務の具体的取扱いについては別に定めるところによるものとする。

４　手数料の収納については、様式２の収納済印影を使用するものとする。

（年次検査の拒否）

第６条　協会は、次の各号に掲げる場合には、年次検査を行わないことができる。

一　前条第２項の手数料が納入されていないとき。

二　年次検査の実施が著しく困難な状態で軽自動車が提示されたとき。

三　その他定められた手続によらないで年次検査の申出が行われたとき。

附則

この規程は、令和８年３月１日から施行する。

附則〔令和８年３月 31 日協会規程第５号〕

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附則〔令和８年６月 11 日協会規程第 14 号〕

１　この規程は、令和８年６月 11 日より施行する。

２　自家用車活用事業の年次検査の申出については、改正後の様式１にかかわらず、改正前の様式１を使用することができる。

様式１（年次検査受検申出書）

年次検査専用

受検日　　年　　月　　日

軽 自 動 車 検 査 協 会　理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について

（
□　自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について （令和6年3月29日国自整第283号）
□　一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日国自整第49号）
）

※いずれかに✓を入れること

に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【 車 両 情 報 】

車　両　番　号　：

車　台　番　号　：

【 受 検 者 情 報 】

法人タクシー事業者名：

法人タクシー事業者住所：

受　検　者　氏　名　：

受　検　者　連　絡　先　：

予約確認欄

年次検査手数料印影表示箇所

様式２（手数料収納済印影）